

「防災協定に基づく活動」評価項目についてのQ&A

Q1： どのような「防災訓練」が評価項目に規定する「防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練」（以下、「訓練基準」という。）に該当するのですか？

A1： 令和6年4月1日現在で、訓練基準に該当する防災訓練は以下のとおりです。

なお、以下に記載のない防災訓練が訓練基準に該当するかについては、防災協定の締結担当課に必ず確認の上、該当する場合のみ申請するようにしてください。

訓練実施日	訓練名	訓練担当課
令和3年11月5日	令和3年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	防災課
令和3年11月5日	令和3年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	建築監理課
令和3年11月5日	令和3年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	設備課
令和3年11月5日	令和3年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	土木監理課
令和3年11月5日	令和3年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	経営企画室
令和4年7月6日	水運用管理課震災初動訓練	水運用管理課
令和4年11月2日	二次調査訓練・連携強化訓練	下水道管路課
令和4年11月7日	令和4年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	防災課
令和4年11月7日	令和4年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	建築監理課
令和4年11月7日	令和4年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	設備課
令和4年11月7日	令和4年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	土木監理課
令和4年11月7日	令和4年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	経営企画室
令和4年12月27日	災害協定に基づく応急給水訓練	水道サービスセンター
令和5年1月17日	MP 応急復旧訓練	下水道管路課
令和5年7月27日	水運用管理課震災初動訓練	水運用管理課
令和5年11月3日	令和5年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	防災課
令和5年11月3日	令和5年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	建築監理課
令和5年11月3日	令和5年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	設備課
令和5年11月3日	令和5年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	土木監理課
令和5年11月3日	令和5年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練	経営企画室
令和5年11月13日	マンホールトイレ設置訓練	事業サービス課
令和6年1月17日	大規模災害協定に基づくマンホールポンプ合同訓練	下水道保全課

Q 2 : どのような「防災活動」が評価項目に規定する「本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動」(以下、「活動基準」という。)に該当するのですか？

A 2 : 令和6年4月1日現在で、活動基準に該当する防災活動の実績はありません。

なお、今後、大規模災害時等における防災活動を実施した場合で、当該防災活動が活動基準に該当するかについては、防災協定の締結担当課に必ず確認の上、該当する場合のみ申請するようにしてください。

Q 3 : いつの時点で訓練又は活動を実施していることが必要ですか？

A 3 : 当該案件の技術資料提出締切日までに、訓練又は活動を実施していることが必要です。

Q 4 : 現在、消防協力事業所の登録をしていますが、A 1のリストには消防協力事業所制度の担当である警防課の記載がありません。消防協力事業所においては訓練基準に該当する訓練を実施しているのでしょうか？

A 4 : 消防協力事業所制度の性質上、訓練基準に該当する訓練を実施しておりません。

なお、消防局では、各事業所が自ら訓練を行う場合のサポートとして、消防協力事業所として登録する際に選択した災害対応メニューに応じ、訓練指導を行います。あくまで消防協力事業所としての自主的な活動のための指導と考えておりますので、訓練基準に該当するものではありません。

Q 5 : 防災協定を締結しているA団体は、昨年訓練基準に該当する訓練に参加しましたが、実際訓練に参加したのは組合員の代表3者でした。このような場合、実際の訓練には参加していない他の組合員の加点はどのようになるのでしょうか？

A 5 : 訓練参加の加点(0.5点)については、現在加入している防災協定に基づく訓練を加点対象とするため、団体として防災協定を締結しているのであれば、訓練参加についても、団体として加点の対象となります。

よって、団体として訓練に参加している場合は、個々の組合員が実際の訓練に参加しているかを問わず、当該団体に加入している全ての組合員が加点対象となります。

ただし、訓練参加の加点に当たっては、当該団体が発行する証明書が必ず必要になりますので、申請の際には忘れず添付するようにしてください。

Q 6 : 先日、防災協定を締結しているA団体に加入し、組合員となりました。A団体は、昨年訓練基準に該当する訓練に参加していましたが、当時A団体には未加入でした。

このように訓練実施後に防災協定締結団体に加入した場合は、訓練参加の項目は加点対象となるのでしょうか？

A 6 : 当該案件の技術資料提出締切日までに防災協定締結団体に加入している場合は、防災協定締結の加点(0.5点)及び訓練参加の加点(0.5点)のどちらも加点対象となります。

Q 7 : 防災協定を締結しているA団体の組合員であり、A団体は昨年訓練基準に該当する訓練に参加しましたが、今年からA団体を脱退しました。その後、防災協定を締結しているB団体に新たに加入しましたが、B団体は訓練に参加していません。

この場合、現在A団体には加入していないものの、過去に加入していたA団体での訓練参加は、加点対象になるのでしょうか？

A 7 : 訓練参加の加点（0.5点）については、現在加入している防災協定に基づく訓練である必要があります。よって、加点対象となるのは、現在加入しているB団体が訓練基準に該当する訓練に参加した場合のみです。

このため、過去に加入していたA団体での訓練参加では、加点対象になりません。

なお、このケースでは、防災協定を締結しているB団体には加入していることから、防災協定締結の加点（0.5点）については加点対象になります。

【Q 7 のケース】

防災協定締結A団体に未加入、A団体は訓練参加あり

防災協定締結B団体に加入、B団体は訓練参加なし

評価項目	申請内容
(1)防災協定締結の加点 (0.5点)	B団体の 防災協定
(2)訓練参加の加点 (0.5点)	A団体の 訓練参加

⇒ ○ 加点対象になります。

⇒ × 加点対象になりません。

※(1)の防災協定に基づく訓練である必要があるため、B団体の訓練参加以外は加点対象になりません。

【問合せ先】

総合評価制度に関すること	契約課	072-228-7472
土木系工事の防災協定に関すること	土木監理課	072-228-7416
建築系工事の防災協定に関すること	建築監理課	072-228-7524
上下水道局工事の防災協定に関すること	経営企画室(危機管理・広報広聴担当)	072-250-9208
防災協定制度に関すること	防災課	072-228-7605
消防協力事業所制度に関すること	警防課	072-238-6047